

よくある質問

・期間内に申し込みをすれば、希望園に入園できますか？

→希望園が利用可能な児童数を超える場合は「多可町保育施設入所選考基準要綱」(しおり P16～18)に基づき選考します。その結果、第2希望・第3希望の園になることがあります。

・年度の途中から幼稚園部と保育園部を変更することはできますか？

また、保育短時間認定と保育標準時間認定を変更することはできますか？

→可能です。認定区分の変更申請をこども未来課に提出してください。(変更希望月の前月20日までに)ただし、定員超過の場合、変更できないことがあります。

・多可町以外の保育施設を希望する場合は、どこに申し込みをすればよいですか？

→多可町内に住民登録があれば多可町に申し込みをしてください。

ただし市区町村によって申し込み締切日や必要書類が異なりますので、希望される教育・保育施設のある市区町村の保育担当にご確認のうえ、多可町にお申し込みください。

・副食費はどのような条件で、免除になりますか？

→幼稚園部と保育園部で条件が異なります。詳しくは「副食費免除の対象」(しおり P15)にてご確認ください。(免除対象者には町から通知しますので、申請等手続きは不要です。)

・入園当初から慣れない環境で1日生活することが心配です。

→お子さんの負担を軽くするために、入園後「ならし保育」期間があります。期間については、お子さんの年齢・状態や各保育施設の方針により異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

・同居の家族に障害があります。記入は必須ですか？

→必須ではありませんが、ご記入いただくことで、保育料や副食費が軽減されることがあります。対象となるのは、特別児童扶養手当・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害基礎年金の交付(給付)をお持ちの方です。申請時に、必ず手帳又は受給資格のわかるものをご提出ください。

・入園の可否はいつ頃わかりますか？

→幼稚園部・幼稚園利用で、申込期間内に申し込まれた方は11月以降に、申込施設から入園の可否の通知があります。期間外に申し込まれた方は随時、申込施設から入園の可否の通知があります。

保育園部・保育所利用で、申込期間内に申し込まれた方は令和8年2月頃に、町から入園の可否の通知をします。期間外に申し込まれた方は随時、町から入園の可否の通知をします。

・保育料はいつ頃わかりますか？

→保育料決定通知書を令和8年3月末頃に郵送します。なお、幼稚園部・幼稚園の全年齢と保育園部・保育所の3～5歳児は、無償化の対象となりますので、通知はいたしません。

幼稚園部

・幼稚園部は何歳から入園できますか？

→令和2年4月2日から令和5年4月1日生まれの児童は、令和8年4月より入園できます。令和5年4月2日から令和6年3月1日生まれの児童は、満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園することができます。(要申込)

・満3歳の誕生日を迎えた翌月(令和8年度の途中)から入園を考えています。いつ頃申込をしたらいいですか？

→申込期間内に入園を希望する教育・保育施設にお申し込みください。途中入園も随時受け付けていますが、教育・保育施設の状況により入園できない場合があります。

保育園部

・育休から復帰のため、令和8年度の途中から入園を考えています。いつ頃申込をしたらいいですか？

→申込期間内にお申し込みください。途中入園も随時受け付けますが、教育・保育施設の状況により入園できない場合があります。

・現在妊娠中で、令和8年度の途中から入園を考えています。いつ頃申込をしたらいいですか？

→申込期間内にお申し込みください。途中入園も随時受け付けますが、教育・保育施設の状況により入園できない場合があります。

・同居の祖父母の「保育を必要とする事由証明書」は、提出の必要がありますか？

また、同居の祖母が65歳以下で無職ですが、入園できますか？

→父母及び同居する65歳以下の祖父母等全員分必要です。66歳以上であれば不要です。

父母以外の方が、保育を必要とする事由(しおり P9 別表1)に該当されない場合でも入園できますが、入園選考の際、減点項目として取り扱います。(「多可町保育施設入所選考基準要綱」別表2)(しおり P16～18)

・「就労証明書」が勤務先の都合により遅れそうですが、どうすればいいですか？

→申し込みは、すべての書類を揃えていただいてからの受付となります。勤務先での証明が難しい等やむを得ない場合は、早めにこども未来課に相談してください。

・令和8年4月1日時点で、満2歳です。年度途中で誕生日を迎えて、満3歳になったら保育料は無償化の対象になりますか？

→保育園部に通われている場合、満3歳になられても保育料に変更はありません。翌年度(令和9年度)から保育料無償化の対象となります。また、満3歳の誕生日の翌月から幼稚園部を利用することができます。その場合は、保育料無償化の対象になります。ただし、副食費は自己負担となります。

手続きは、満3歳の誕生日を迎えていなくてもできます。ただし、定員超過の場合、変更できないことがあります。

・月の合計勤務時間が120時間未満ですが、就業時間の都合で午前7時30分より子どもを預ける必要があります。保育短時間認定となり、延長保育料はかかるのでしょうか？

→基本として月の勤務時間が120時間未満の場合、保育短時間認定となります。ただし、就業時間により保育短時間認定だと、延長保育料が発生する場合は、特例として保育標準時間認定とすることができます。事業所が証明されている勤務開始時間等により確認できるものに限りです。

・妊娠・出産から引き続き、育休を理由に継続して利用できますか？

→勤務先が定める育児休業の取得期間終了日の属する月末まで、育休を理由に継続して保育短時間認定の利用ができます。ただし、3歳以上については、育児休業の対象児童が満1歳になる月末まで利用できます。(要手続き)詳しくは「育児休業中の取り扱いについて」(しおり P10)にてご確認ください。

・受付時間は何時から何時ですか？

→窓口の受付時間は、8時30分～17時15分まで(平日のみ)です。スマート申請の場合、申込期間の10月6日(月)から10月24日(金)までは24時間受付可能です。ただし、メンテナンス等により停止する場合があります。